

(2) 県民会館

平成 13 年度まで指名競争入札であった下記の 2 契約が平成 14 年度のみ随意契約となっているが、その理由に合理性がない(平成 15 年度は指名競争入札)。

- A 清掃業務委託契約(理由:当館の清掃内容に精通・人員確保も順調・経験者多く、緊急対処も可能・実績信用面も確実)。
- B 庭園保守管理契約(理由:昨年度も委託実績あり、以前の業者に比して優れた実績・人員確保順調・信用面も確実)。

平成 12 年度まで指名競争入札だったが、平成 13 年度から 1 者随意契約となり、平成 15 年度からまた指名競争入札になった下記随意契約の理由に合理性がない。

- ・ 警備および駐車場整理業務(理由:契約前の平成 12 年 11 月から実習を重ねようやく建物内部が把握できたこと、しっかりとした人材組織を確立していること)。

平成 16 年度から指名競争入札に変わった下記の 2 契約があるが、以前から指名競争入札が可能だったと思われる。従前 1 者随意契約であった理由に合理性はない。

- A 県民会館大小ホール舞台吊物及び迫り装置保守点検
- B 県民会館音響設備保守点検業務委託

従前、1 者随意契約であったものが平成 16 年度から 3 者見積合わせとなっている下記の契約は、従前の 3 者見積合せ省略の理由に合理性はない。

- ・ 消防設備保守点検委託

3 者見積合せ省略の理由に疑問のあるものがあつた。設置業者であることが主たる理由になっているが、当該業者から独立した業者等があることも考えられ、このことのみでは、1 者随意契約の理由としては不十分と思われる。

- ・ エレベーター保守点検委託

その他類似例がある。1 者随意契約率が異常に高いことを合わせて考慮すると、3 者以上の見積合せを実施すべき事例が相当数あると推定される。

(改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく 3 者以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ、予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。随意契約が制限される趣旨

は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当ってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考慮し、安易に随意契約が行われていないかどうか配慮されることが望まれる。

特に1者随意契約は特殊な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、県財務規則に定める例外を除き3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(参照 共通意見の項1-16頁)

## (物品管理について)

### 6 現金出納管理について(共通)

事業団の現金出納については事務局・総務課で手書きの金銭出納帳を記帳して管理しているが、検印制度等改善の余地がある。

(参照 共通意見の項1-18頁)

## (会計事務について)

### 7 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。...平成15年度残高16,040千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

### 8 人件費の計算書類上の表示について(共通)

事業団の計算書類における事業費には人件費が計上されておらず、人件費はすべて生涯学習センター管理費として決算されているが改善する必要がある。

(参照 共通意見の項1-20頁)

### 9 資産と費用の区分経理について

会計上資本的支出(固定資産)とすべきものが修繕費とされている事例があった。

(現状及び問題点)

会計上資本的支出(固定資産)とするべきものが修繕費とされている下記事例があった。

事例：平成16年3月に群馬県民会館大小ホールI T V設備改修工事として2,992千円が修繕費として計上されている。これは群馬県民会館大小ホールの監視用カメラ、モニターテレビ及びその管理機器等である。

従来あったモニター等が古くなり、写りが悪いので交換工事したとのことで

あるが(従来のものは備品の台帳にないことから建物の一部に組み込まれているものと思われる)、従来のものは既に耐用年数に達していること、これらの機器は一体として使用していることなどから、この支出は修繕費ではなく固定資産の取得に該当する。

(改善策)

事業団会計規程では、取得日後1年を超えて使用する有形固定資産で10万円以上の資産は固定資産に含めると規定されている。ここで資本的支出とは、固定資産の原価を構成することとなるべき支出をいい、固定資産の購入・建設のために要した支出、さらに増築・改築に要した支出もこれに該当するが、資産の耐用年数が伸張するような機能維持ないし改良に要した支出についても該当する。

県民会館は開館以来30数余年経過しており、相当の備品等が耐用年数を経過している。これらを改修する場合、従来品の大幅な交換などは会計理論上修繕費ではなく固定資産に該当し、また散逸を防止する意味からも固定資産として資産管理していくべきである。

また、この事例は明らかに県有財産として扱われるべきものであるので、予算措置の区分も是正を要する。

## 10 施設使用料など県の資産としての現金管理について

施設使用料などは事業団の資産ではないが、県からの預かり資産であることから、その管理は十分な注意を払う必要がある。

(現状及び問題点)

施設使用料は県の収入であるため、現金そのものは事業団自身の資産ではない。

使用料は原則翌日に入金しているが、月曜日が休館日のため金曜・土曜・日曜に受け入れた現金は、火曜日に金融機関に入金している。

受付担当者は、その日の受け入れについて収入一覧表に記入し、現金を金庫に保管する。翌日別の担当者が申請書、収入一覧表、現金を照合確認し、金融機関に入金している。なお管理課長は適宜チェックを行っている。しかし、この現金管理の補助的な機能を持つ帳簿としての収入一覧表には不備があり、またこの内容について管理課長のチェックは充分とは言えない。ただし月に一度は館長が確認している。

(改善策)

施設使用料に関する現金は事業団の資産ではないが、県からの預かり資産であることから、その管理は十分な注意を払う必要がある。したがって、金種表を作成し、現金扱いの担当者の引き継ぎ事務をより正確にするとともに、定期的に管理課長がチェックするなどの管理プロセスを構築することが望まれる。

## 11 事務処理の合理化について

事業団では手書きの補助簿を作成して正確を期しているが、二度手間になっているだけで有効利用されていない可能性がある。

### (現状及び問題点)

現在、伝票の起票者は四人で、伝票を会計システムに入力してから補助簿を記帳し、月末にコンピューターから出力した試算表と手書き補助簿を照合して正確性を検証している。補助簿は各事業の予算を把握するために必要であるが、手書きの補助簿の作成は二度手間になっている可能性がある。

### (改善策)

手書きの補助簿を作成することは一概に否定できるものではないが、補助簿の利用目的を考慮し、費用対効果の観点から帳簿体系や帳簿作成方法などを検討されたい。

## 12 特別会計(県民会館自主事業)について

県民会館自主事業については特別会計として処理されているが、生涯学習センター自主事業については一般会計として処理されており、会計区分の設定に一貫性がない。

### (現状及び問題点)

平成 11 年 11 月に群馬県教育文化事業団と群馬県民会館が統合して現在に至っているため、それまでの群馬県民会館での会計処理がそのまま継承されている。特別会計もその一つである。一般会計と別に特別会計を区分経理することにはなんら問題はないし、自主事業を特別会計としてそれにかかる収入支出を表示することは明瞭性の観点からも望ましいことである。しかしながら、生涯学習センターでは、一般会計で処理し、県民会館では特別会計というのでは首尾一貫していない。

### (改善策)

特別会計を廃止し、一般会計として処理したほうがよいと考える。なお、県民会館自主事業の収支内容の把握については、別途補助簿または管理簿及び記録簿等工夫すれば十分管理することができると思われる。

(県と出資団体との関係について)

13 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として事業団に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項 1 - 23 頁)

14 委託料の精算方式について(共通)

県と事業団の業務委託契約において、委託料のゼロ精算は是正すべきである。

(参照 共通意見の項 1 - 26 頁)

15 県と事業団との管理委託契約における備品等の管理について

県と事業団との管理委託契約上の委託業務の中に、備品等の管理を含める必要がある。

(現状及び問題点)

現在県と事業団の 2 施設の間管理委託契約が結ばれているが、県所管課が生涯学習センター(生涯学習課)と県民会館(文化課)で異なるため、その契約内容が同一でない。

生涯学習センターと県との契約では、その委託業務の中に備品等の管理が規定されているが、県民会館と県との委託契約の中にはその条項がない。このことから判断すると県民会館の備品等の管理は県がこれを行うことになるが、実質上それは現状になじまない。

(改善策)

県と事業団との委託契約は施設に固有な事項以外については、基本的に同一の内容にするべきである。備品等の管理については実質上県が管理するのは無理であり、効率的ではないので、県と県民会館との管理委託契約上の委託業務に含めることを検討されたい。

16 固定資産取得に関する予算措置区分の明確化について

事業団に管理運営が委託されている施設における固定資産の取得に関する予算措置の区分を明確にすべきである。

(現状及び問題点)

平成 14 年度に事業団では以下の固定資産を取得している (単位: 千円)

設置場所	名 称	取得年月日	取得価額
生涯学習	しらべコーナー備品一式	平成 14 年 12 月 5 日	2,544

(財)群馬県教育文化事業団

センター	空っ風発電装置	平成 14 年 12 月 5 日	6,907
	発電機装置一式	平成 14 年 12 月 5 日	8,724
県民会館	分煙器	平成 15 年 3 月 5 日	882
合 計			19,057

補足事項...分煙器は 10 台購入してすでに 6 台を廃却しており、上記は 4 台分である。

事業団が管理運営を受託しているのはすべて県立施設であり、建物を含む施設設備はすべて県有財産である。

設備及び固定資産に関して事業団で予算化され執行されるのは、設備の経常的な保守修繕及び管理運営に必要な備品等に限定され、県と事業団との間の業務委託契約でも施設の改築、改造、増設及び修繕は県が行うものとされており、軽微なものについては県と合議のうえ、事業団が行うとされているが、上記は明らかに県有財産とすべきものである。

(改善策)

県有財産取得に関する予算措置は県が計画に従って行うのが当然であり、予算財源の都合で実施主体を決定すべきではない。それぞれの施設設備について、県と事業団の責任範囲を明確にし、予算化する必要がある。

(管理運営状況について)

17 財務の状況について

事業団の財務状況は退職給与引当金を計上すると、実質 26,645 千円の債務超過に陥っていることになるので、早急に改善措置を講ずる必要がある。

(現状及び問題点)

事業団の過去 3 年間の財務状況を要約すると以下のとおりである。(単位：千円)

科 目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
当 期 収 支 差 額	6,390	-967	-1,089
当 期 正 味 財 産 増 減 額	7,361	19,262	-3,423
期 末 基 本 財 産	254,650	257,650	260,050
期 末 正 味 財 産	290,155	309,417	305,993

当期収支差額が均衡するように決算が組まれているようであるが、指摘事項の部で記載した退職給与引当金を修正すると期末正味財産は以下ようになる。(単位：千円)

科 目	平成 14 年度	平成 15 年度
期末正味財産...上記決算額	309,417	305,993
退職給与引当金修正額	357,848	332,638
期末正味財産...差引修正後	-48,431	-26,645